

一般社団法人応用生態工学会

役員、委員等の旅費に関する規程

(目 的)

第1条 本規程は、一般社団法人応用生態工学会（以下「本会」という。）の役員、委員等が、本会の会議、委員会等のために国内を旅行するときの旅費の取り扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(費用の種類)

第2条 旅費の種類は、交通費及び宿泊費とする。

(旅費の計算等)

第3条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合において発生する額により計算する。ただし、災害その他やむを得ない事由により、通常の経路又は方法による旅行が困難なときは、実際の経路及び方法によって計算する。

2 本会の全国大会が開催される日と同日又は近接して開催される会議、委員会等に出席するために要した旅費については、これを支給しないものとすることができる。

(交通費)

第4条 交通費は、原則として、鉄道の旅客運賃、特急料金及び指定席料金並びに船舶の旅客運賃を、路程に応じて支給する。ただし、片道500円未満の交通費についてはこれを支給しない。

2 鉄道の特急料金及び指定席料金は、特急を運行する路線で片道100キロメートル以上を旅行する場合に支給することができる。

3 第1項にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、航空機の旅客運賃を支給することができる。この場合において、支給額は実費とするが上限は普通席料金とする。

- ① 片道500キロメートル以上を旅行する場合
- ② 鉄道移動時間が片道4時間を超える場合
- ③ 業務上必要と認められる場合

(宿泊費)

第5条 宿泊費は、原則として、宿泊を行う必要があると認められる場合において、その実費を支給する。

(パック料金の取扱い)

第6条 交通費と宿泊費が一体となったプラン等を利用する旅行で交通費及び宿泊費の内訳が不明なときは、当該料金を支給額とする。

(旅費の支払方法)

第7条 旅費の支払を希望する者は、旅行後に、本会が指定した様式による計算書に交通機関等が発行した領収書等を添付して、本会事務局に対し、その支払を請求するものとする。

2 前項の計算書等が提出されたときは、本会事務局は、その正確性等を確認した上で、支払希望者があらかじめ指定した金融機関口座に振り込む方法によりこれを支払うものとする。

(特 例)

第8条 本規程において定める旅費の計算、支払項目又は支払方法により難しい特段の事情があるときは、会長は、合理的な範囲内で、本規程の定めと異なる旅費の支払を行うことができる。

(細 則)

第9条 本規程の実施に関し必要な細目的事項は、会長がこれを定める。

(改 廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、令和6年7月23日から施行する(令和6年7月23日理事会決議)。